

## 柏原市乳児等通園支援事業の実施に関する条例（概要）

### 1 趣旨

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に通園できる制度として「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」が令和8年度から全国的に実施されます。

柏原市におきましても、私立保育園での実施のほか、公立での実施として柏原市立市民交流センター内での実施を予定しております。

実施にあたりましては、実施施設、利用時間、保育料等を定めた条例を令和8年3月議会への上程を予定しています。

### 2 事業の目的

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としています。

保育所等に通っていないこどもに保護者の就労要件を問わずに利用できる保育サービスを提供することで、家庭では得られない経験をすることができ、ものや人への興味や関心が広がったり、社会情緒的な発達に資するなどこどもの成長に繋がるものと考えます。

また、保護者にとっても、孤立感や不安感の解消に繋がるほか、保育者の接し方を客観的に見ることで保護者自身が親としての成長をしていくことにも繋がります。

### 3 条例の考え方

この条例は、公立において実施される乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について、定めるものです。

国の示す基準をもとに事業対象、利用時間、保育料等について定めています。

### 4 施行期日について

柏原市立市民交流センターのオープン後、事業の準備期間を踏まえて、令和8年6月1日施行としています。